

■総合水泳・水遊場整備事業 市との対話内容

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
1	要求水準書	2 10,11 10 —	第1 第2 第2 —	4 3 3 —	① (2)(3) (2) —	本事業 — 図表 赤線範囲		要求水準書用語提議では「本事業」には「周回道路」は含まれていないが、添付資料①の赤線で囲われた範囲には周回道路が含まれている。P10の図表には周回道路が含まれていない。事業範囲を明確にお示しください。	本事業用地は、第二総合運動場及び第二総合運動場に隣接する池及び農地等であり、周回道路の市道は含まれておりません。
2	要求水準書	p10	第2	3	(2)	—	—	赤線により計画地範囲が示されておりますが、一体開発することによる開発許可申請は不要と考えて宜しいでしょうか。基本計画案では既存の調整池を撤去されていますが、本事業は開発不要と考え調整池の設置も不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	p16	第3	3	(1)	—	—	市道の付替える提案も可との事ですが、市道を付け替える位置によっては、既存建物との新市道との間に隣地境界線が発生し、既存建物が既存不適格となる可能性があります。市道に整備出来るよう配慮しますが、市道は行き止まりとして、敷地内通路として整備しても宜しいでしょうか。常時通過は可能な計画とします。	既存建物が既存不適格とならないよう計画してください。また、第二総合運動場を周回する市道を付け替える提案をする場合も、現在の供用状況と同様に行き止まり箇所がないよう計画してください。
4	要求水準書	p16	第3	3	(1)	—	—	第二総合運動場を周回する市道を、SPCの責任と負担により、必要に応じて付け替えることも可とする」とありますが、事業提案にて市道付け替えを行う場合、既存インフラ（上下水道、雨水、ガス、電気、通信など）の盛替えは、インフラ事業の責任、負担により行われると考えて宜しいでしょうか。	本事業に伴う既存インフラ（上下水道、雨水）の盛替えはSPCの責任と負担により実施してください。なお、ガス、電気、通信などの盛替えについては、各インフラ事業者との協議によります。
5	要求水準書	p16	第3	3	(1)	—	—	第二総合運動場を周回する市道をSPCの責任により付替えも可とするとの記載が御座いますが、市道に付替えにより敷地が分割されますが一体の敷地として考えて宜しいでしょうか。	建築基準法上は別敷地扱いとなりますが、附置義務駐車場等の条例上の取扱いを一体敷地として考えることは可能と考えております。
6	要求水準書	p16	第3	3	(2)	—	—	「老朽化している側溝」の適用判断は事業者によることでよいでしょうか。また、上記質疑1より対象範囲が不明確ですので明示ください。	前段について、新施設整備後においても、その側溝の性能や機能について、実用上支障がないよう再整備を行ってください。後段については、No.1の回答をご確認ください。
7	要求水準書	p23	第3	5	(1)	受変電設備	—	既存施設を含めた運動場全体の受変電設備を屋外に設けても宜しいでしょうか。	新施設の受変電設備は、原則、電気室等の室内に設置するよう計画してください。屋外に設置する提案も可としますが、その場合は、適切な耐久性等を確保するよう計画してください。
8	要求水準書	p24	第3	5	(1)	電気設備計画	入退場管理設備	対象となるのは夏季の屋外プール（更衣室側玄関1か所）のみと理解してよろしいでしょうか。	入退場管理設備は、施設の利用状況等を把握するためのものであるため、新施設が対象となります。なお、駐車場・駐輪場、テニスコートについては、利用状況、利用料金の収入状況等を別の手段により把握できるのであれば、入退場管理設備は不用です。
9	要求水準書	p30	第3	5	(2)	屋内プール	競泳用プール	スタート台の有無は事業者の提案によることでよろしいでしょうか。飛び込みの有無によりプール水深が異なります。	ご理解の通りです。
10	要求水準書	p40	第3	5	(5)	駐車場	収容台数	「夏季の屋外プールの営業日…を踏まえ…232台以上」とありますが、自主事業で夏季に仮設駐車場等を設けた場合はその台数を合算することで232台以上満たすことでよろしいでしょうか。	新施設として整備する駐車場・駐輪場の利用者用駐車台数は、原則、要求水準書の台数を満たすよう計画してください。SPCが想定する駐車場・駐輪場の台数をご提案いただくことも可としますが、夏期の屋外プールの繁忙時、利用者同時使用率等を勘案しても、前面道路及び国道171号等における入庫待ち車両の滞留や周辺道路の交通渋滞を招かない等の要求水準が十分に満たせることを、明確に説明できる根拠資料を添付してご提案ください。なお、当該業務は自主事業ではなく、指定管理業務として実施してください。
11	要求水準書	p43	第3	5	(7)	—	—	要求水準書P43の(7)共通設備項目内の「ごみ集積場」に関し、「第二総合運動場内のすべての施設と兼用とすること」との記載がありますが、各施設等に分散して配置してもよろしいでしょうか。	ごみ集積場は第二総合運動場全体で可能な限り、集積するよう努めてください。分散する提案も可としますが、収集車が前面道路から集積場に容易に寄り付けるよう提案してください。

■総合水泳・水遊場整備事業 市との対話内容

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
12	要求水準書	p48	第4	4	(4)	—	—	新設施設の一部の施設を他の施設より先行して供用することは可能でしょうか。	市は、新設施設の各施設の引渡し及び供用開始は、原則、同日を想定していますが、新設施設の一部の施設を他の施設より先行して引渡し及び供用開始する提案も可とします。なお、当該提案による新たに生じるリスクは、原則、SPCが負うものとします。また、当該提案による特定事業契約書（案）の変更は、落札者決定後に提案内容を踏まえ行うものとします。
13	様式集	p2	様式9-9	—	—	—	—	記載するのは各施設の建築面積、延床面積とその集計のみでよろしいでしょうか。	各施設の建築面積、延床面積に加えて、各施設の各諸室の床面積についても記載してください。
14	—	—	—	—	—	—	—	計画敷地内では、市道上空または地中を横断する構造物、設備配管配線などには、道路占用許可申請、占用料は発生しないと考えて宜しいでしょうか。	道路占用許可申請は必要となります。本事業の敷地が市道等で分断される場合、片側の敷地からもう片側の敷地へ各種配管（上下水道等）を横断することは、原則、認められません。前面道路の各種配管をそれぞれの敷地に引き込むように計画してください。なお、公共施設を一体管理することによる不可分の設備機能（電気、通信、防災システム等）の設備配管配線が市道を横断する計画については、詳細協議となりますが、原則、可とします。その場合において、横断する設備配管配線の管理はSPCが実施してください。また、市公共施設のため、占用料は発生しません。
15	—	—	—	—	—	—	—	隣地保育園は現状では東側運動公園内通路に歩道が接続されていますが、その機能存続可否は事業者提案によることでよろしいでしょうか。保育所は府条例規則にて「出入口から10m（30m）以内の部分には自動車車庫等の出入口を設置できない」とあり、計画に影響します。	第二総合運動場内から隣接保育園に接続される歩道について、法令等を遵守し、その機能を維持するよう計画してください。
16	—	—	—	—	—	—	—	隣地保育園との本事業上の境界は現状のCB塀面上（体育館側）としフェンスを含まないことでよろしいでしょうか。また保育園南側と事業地間は通路？より南側（現状RC腰壁+アルミフェンスの事業地側）と理解してよろしいでしょうか。	隣接保育園の北側に設置されているCB及びメッシュフェンスは、第二総合運動場の敷地内に設置されているため、本事業の敷地に含まれます。隣接保育園の南側の通路より南側に設置されているRC腰壁及びアルミフェンスについても、本事業の敷地に含まれます。